



平成 29 年 4 月 2 5 日

各 位

上場会社名 昭 光 通 商 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 稲泉淳一
問合せ先責任者 執行役員総務部長 飯田 勝
(TEL 03-3459-5021)
(コード番号 8090 東証第 1 部)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項に基づき、関東財務局に提出いたしました平成 28 年 12 月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載致しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は、当社連結子会社の株式会社ビー・インターナショナル（以下「ビー社」という。）における特定の顧客との取引に関して、取引の対象となる物品の实在性に疑義が生じたため、当社は、ビー社担当者から事情聴取及び本件顧客訪問等の調査を実施いたしました。十分な事実解明には至らなかったことから、当社は、さらに外部専門家を交えた特別調査委員会を平成 29 年 2 月に設置し、同委員会において、外部法律事務所及び専門調査会社の補助を得つつ、本件取引の事実解明のための調査及び本件取引と同種の取引の有無とその实在性について調査を実施いたしました。

調査の結果、特別調査委員会が入手した資料及び情報に基づき、本件取引は対象物品が実在しない資金循環取引であると判断いたしました。なお、当社及びビー社の役員及び従業員において、本件取引が対象物品の实在しない取引であることを認識していたと認められる者は見当たらない旨及び本件取引と同種の取引であると結論付けられる取引は見当たらない旨の報告を平成 29 年 4 月に特別調査委員会から受けております。

これにより、当社は過年度の決算を修正するとともに、平成 26 年 12 月期から平成 27 年 12 月期までの有価証券報告書、及び平成 26 年 12 月期第 1 四半期から平成 28 年 12 月期第 3 四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

本件は、当社及びビー社において、本件取引のような仕入先側当事者と販売先側当事者に実質的な同一性が存在する類型の介入取引（対象物品を現実には占有することなく行われる売買取引）においては、資金

循環を主目的とした取引に巻き込まれやすいというリスクに対する感度が低く、理解が浅かったため、当該介入取引について適切なリスク評価が行われなかったことにより、ビー社の買収時の検討やその後の子会社管理を含む当社による管理と、ビー社における経営管理が有効に機能しなかったことが要因であります。

当社は、上記の当社及び子会社における全社的な内部統制の運用上の不備が、結果として財務報告に重要な影響を及ぼすこととなったため、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

2. 事業年度末までに是正できなかった理由

上記事実は、当事業年度末日後に確定したため、当該開示すべき重要な不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、今回の財務報告に係る内部統制の重要な不備を是正するために、特別調査委員会からの提言を踏まえ、以下のとおり再発防止策を講じて内部統制の整備・運用を強化し、財務報告の信頼性を確保してまいります。

- (1) 当社の管理・牽制体制及び当社による子会社の管理・牽制体制の高度化
- (2) 管理の実効的な実施（特に与信管理）
- (3) M&Aによる子会社化に関する目的設定・調査・管理

再発防止策の詳細計画の検討にあたっては、専門家の助言を受けつつ進めてまいります。

4. 連結財務諸表等に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する財務諸表上の影響額は、決算過程で適切に修正しており、連結財務諸表及び財務諸表に及ぼす影響はありません。

5. 連結財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以上